平成２３年（フ）第６４号
愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城4410番地１
債務者　氏家　芳雄
１　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第８０号
福岡県大川市大字中古賀711番地１
債務者　緒方　達男
１　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第７２１号
北九州市小倉北区三郎丸１丁目１番15―405号
債務者　原野　康正
１　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７８４号
北九州市小倉南区横代東町２丁目８番13号
債務者　岩谷　信雄
１　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８４４号
北九州市門司区丸山２丁目１番216―208号
債務者　新田　　潤
１　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８４６号
北九州市小倉北区馬借３―３―20フィットライフ馬借610号　河内淑恵方
債務者　三浦　大明
１　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９９号
福岡県田川郡糸田町1419番地７
債務者　上村　信行
１　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第３９４号
大分市大字上宗方802番地の46
債務者　森永　哲子
１　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３３２号
宮崎市大字島之内295番地５
債務者　堀　　洋子
１　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３７５号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋2454番地　クレスト成松207
債務者　佐藤　信雄
１　決定年月日時　平成23年10月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３９３号
宮崎市田野町乙10905番地52　県営住宅77―201棟３号
債務者　中野　　誠（旧姓河野）
１　決定年月日時　平成23年10月18日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１５８号
宮崎県小林市堤3601番地１ガーデン貸家Ｃ棟
債務者　馬渡　悦子（旧姓大丸）
１　決定年月日時　平成23年10月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１５９号
鹿児島県鹿屋市札元２丁目3760番地１　フランジュール106号、前住所鹿児島県鹿屋市笠之原町3575番地14
債務者　西山　美和
１　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１１５１８号
東京都江戸川区北葛西３丁目５―12―509
破産者　佐藤　茂正
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６５５５号
東京都葛飾区亀有２丁目51―11―202
破産者　佐藤　　誠
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３９４号
東京都新宿区西新宿７丁目10番17号　ダイカンプラザＢ館808号
破産者　出井商事株式会社
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部